第2期
定時株主総会招集ご通知

Kyushu FG
九州フィナンシャルグループ
証券コード：7180

日 時

平成29年6月21日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場 所

当社本社（肥後銀行 本店） 2階大会議室
熊本県熊本市中央区練兵町1番地

第２期定時株主総会会場は熊本市となっております。
末尾の総会会場ご案内図をご確認のうえ、お間違えのないようご注意ください。

中継会場を鹿児島市に設けております。
53頁記載の「中継会場ご案内図」をご参照ください。

株式会社 九州フィナンシャルグループ

九州フィナンシャルグループ

九州とともに、豊かな未来へ。

グループ経営理念

わたしたち九州フィナンシャルグループは、持続可能な成長の実現に向け、
以下の3つの理念を柱として、
みなさまから真に愛される総合金融グループを目指します。

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

株主の皆様へ



代表取締役社長
上村　基宏

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

九州フィナンシャルグループは、おかげさまで、昨年10月に１周年を迎えました。これもひとえに、皆様方のご支援の賜物と深く感謝申しあげます。

さて、平成28年度の国内経済は、世界経済の緩やかな回復を受け、雇用情勢・所得環境の改善など、緩やかな回復基調が続きました。

一方、昨年２月から始まったマイナス金利政策、金融再編加速化の動きなど、当社グループをとりまく金融経済環境には大きな変化がありました。

このようななか、当社は第1次グループ中期経営計画の基本方針である「お客様への最適かつ最良のサービス提供に向けた経営基盤構築」に向け、着実に統合効果を創出してまいりました。

本年度は、次期中期経営計画「融合ステージ」に向け、肥後銀行グループと鹿児島銀行グループの知見やノウハウを結集し、地方創生の支援等に努めるとともに、グループ体質を強化し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

また、地元熊本に甚大な被害をもたらした熊本地震からの「創造的復興」に向け、今後もグループ一体となり継続的な支援に取り組んでまいります。

引き続き、株主の皆様の支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

平成29年6月

目 次

第2期定時株主総会招集ご通知	2頁
株主総会参考書類	6頁
第1号議案　定款一部変更の件	
第2号議案　取締役10名選任の件	
第3号議案　監査役1名選任の件	
（添付書類）	
事業報告	17頁
連結計算書類及び計算書類	43頁
監査報告書	47頁

平成29年6月2日

株 主 各 位

鹿児島県鹿児島市金生町6番6号
（上記は登記上の所在地であり本社業務は下記で行っています）
熊本県熊本市中央区練兵町1番地
株式会社 九州フィナンシャルグループ
取締役社長　**上村　基宏**

第２期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第２期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類を検討いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	平成**29**年**6**月**21**日（水曜日）**午前10時**
2 場　　所	当社本社（肥後銀行　本店）　2階大会議室 熊本県熊本市中央区練兵町1番地 会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。 （子会社である肥後銀行の本店所在地で開催いたします。） 【鹿児島中継会場について】 中継会場を鹿児島市に設けております。詳細は53頁の「中継会場ご案内図」をご参照ください。
3 目的事項	**報告事項**　1. 第2期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第2期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 **決議事項**　第1号議案　定款一部変更の件 第2号議案　取締役10名選任の件 第3号議案　監査役１名選任の件

以　上

※ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表の内容につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyushu-fg.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。
したがいまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書を作成するに際して、それぞれ監査した連結計算書類及び計算書類等の一部であります。
※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.kyushu-fg.co.jp/）に掲載させていただきます。

鹿児島市の中継会場にご来場の株主様へ

※ 鹿児島市の中継会場は会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできませんので、ご了承願います。
※ 中継会場にご来場の場合は、書面又はインターネット等により、あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、中継会場入場票を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書及びインターネットによる議決権行使についてのご案内は4～5頁をご覧ください。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会に出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時

平成29年6月21日（水曜日）午前10時
（受付開始予定時刻 午前9時）

場 所

本社（肥後銀行本店／熊本市）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成29年6月20日（火曜日） 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使サイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

平成29年6月20日（火曜日） 午後5時30分まで

詳細は5頁をご覧ください

書面による議決権行使のご案内

議決権行使期限：
平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分 到着分まで

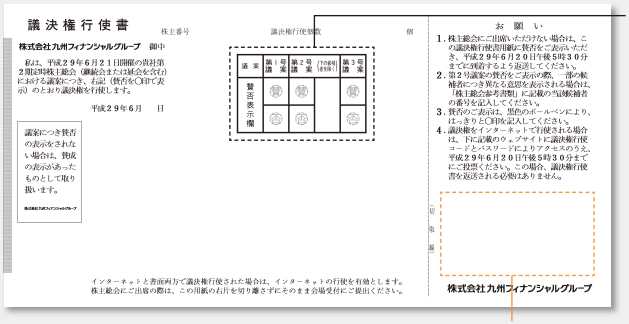

議決権行使書　　株主番号

株式会社九州フィナンシャルグループ　御中

私は、平成２９年６月２１日開催の貴社第２期定時株主総会（継続会または延会を含む）における議案につき、右記（賛否欄）のとおり議決権を行使します。

平成２９年６月　　日

議案につき賛否の表示がされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

議決権行使個数　　個

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
賛否表示欄	賛 否	賛 否	賛 否

お　願　い

1．株主総会にご出席いただけない場合は、この議決権行使用紙に賛否をご表示いただき、平成２９年６月２０日午後５時３０分までに到着するよう返送してください。
2．第２号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号を記入してください。
3．賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりとご記入してください。
4．議決権をインターネットで行使される場合は、下記記載のウェブサイトに議決権行使コードとパスワードにより入力アクセスのうえ、平成２９年６月２０日午後５時３０分までにご投票ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

切取線

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットの行使を有効とします。
株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株式会社九州フィナンシャルグループ

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- **賛成の場合** ➡ 「賛」の欄に○印
- **反対の場合** ➡ 「否」の欄に○印

（一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

※各議案に対して賛否の表示がない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

⑴ 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

⑵ 行使期限は平成29年6月20日（火曜日）午後5時30分までです。お早めの行使をお願いいたします。

⑶ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

⑷ パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

⑸ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行　証券代行部（以下）までお問い合わせください。

⑴ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120−768−524（平日　9：00〜21：00）**

⑵ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120−288−324（平日　9：00〜17：00）**

議決権行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、㈱東京証券取引所等により設立された合弁会社㈱ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以　上

株主総会参考書類

第1号議案 | 定款一部変更の件

1．提案の理由

銀行法において銀行持株会社が営むことができる業務の範囲の見直しが実施されたことから、当社の業務を機動的に拡大できるようにするため、現行定款第２条に規定する事業目的を整理し、所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目　的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 （１）銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 （２）その他前号の業務に付帯関連する一切の事業	（目　的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 （１）銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及びこれに付帯する業務 （２）前号に規定する業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

第2号議案 | 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定しております。

＜取締役候補者選定の方針＞

1　取締役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定方針を以下のとおりとする。
　（1）金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通した当社グループ出身の取締役候補者をバランスよく選定する。
　（2）前号を踏まえ、グループ経営の観点から特に補完すべき分野の知識、経験、能力に加え、当社が定める独立性判断基準に抵触しない社外取締役候補者を複数名選定する。
2　取締役会は、取締役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。
3　取締役会全体における社外取締役の割合及び知識、経験、能力等のバランスは、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループの経営戦略等を踏まえ、取締役会にて都度検討する。

また、社外取締役2名については、全員が当社の定める社外役員の独立性基準を充足いたしております（社外役員の独立性基準については15頁をご参照ください）。

候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏　名	当社における現在の地位及び担当	
1	甲斐 隆博（かい たかひろ）	取締役会長（担当：総括）	再任
2	上村 基宏（かみむら もとひろ）	取締役社長（担当：総括）	再任
3	郡山 明久（こおりやま あきひさ）	取締役（担当：経営企画部）	再任
4	最上 剛（もがみ つよし）	取締役（担当：グループ戦略部、証券子会社設立準備室）	再任
5	松永 裕之（まつなが ひろゆき）	取締役（担当：業務・IT統括部）	再任
6	笠原 慶久（かさはら よしひさ）	取締役（担当：コンプライアンス・リスク統括部、監査部）	再任
7	林田 達（はやしだ とおる）	取締役（担当：経営企画部長）	再任
8	鶴田 司（つるた つかさ）	取締役（担当：グループ戦略部長）	再任
9	渡辺 捷昭（わたなべ かつあき）	取締役	再任・社外
10	末吉 竹二郎（すえよし たけじろう）	取締役	再任・社外

候補者番号 1

再任

甲斐（かい） 隆博（たかひろ） （昭和26年4月25日生）



- **当社における地位及び担当**　取締役会長（担当：総括）
- **所有する当社の株式数**　90,870株
- **取締役会への出席状況**　12／12回（100%）

略歴

昭和50年 4月	（株）肥後銀行入行
平成18年 6月	同行　専務取締役
平成20年 6月	同行　取締役副頭取
平成21年 6月	同行　取締役頭取（現任）
平成27年10月	当社　取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

（株）肥後銀行　取締役頭取、公益財団法人地方経済総合研究所　理事長、
公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金　理事長

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社肥後銀行において、平成21年から取締役頭取として経営全般を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 2

再任

上村（かみむら） 基宏（もとひろ） （昭和27年8月18日生）



- **当社における地位及び担当**　取締役社長（担当：総括）
- **所有する当社の株式数**　33,550株
- **取締役会への出席状況**　12／12回（100%）

略歴

昭和50年 4月	（株）鹿児島銀行入行
平成16年 6月	同行　取締役業務統括部長
平成18年 6月	同行　常務取締役
平成22年 6月	同行　取締役頭取（現任）
平成27年10月	当社　取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

（株）鹿児島銀行　取締役頭取

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、平成22年から取締役頭取として経営全般を牽引。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 3

再任

郡山 明久（こおり やま あき ひさ）（昭和32年5月11日生）



■ 当社における地位及び担当　取締役（担当：経営企画部）
■ 所有する当社の株式数　23,160株
■ 取締役会への出席状況　12／12回（100%）

■ 略歴

昭和55年 4月	（株）鹿児島銀行入行
平成22年 6月	同行 取締役人事部長
平成23年 6月	同行 常務取締役総合企画部長
平成26年 6月	同行 専務取締役（現任）
平成27年10月	当社 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

（株）鹿児島銀行　専務取締役

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、経営企画、営業、人事部門等の担当役員を歴任するとともに、平成26年に専務取締役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 4

再任

最上 剛（もがみ つよし）（昭和31年6月18日生）



■ 当社における地位及び担当　取締役（担当：グループ戦略部、証券子会社設立準備室）
■ 所有する当社の株式数　35,026株
■ 取締役会への出席状況　12／12回（100%）

■ 略歴

昭和55年 4月	（株）肥後銀行入行
平成23年 6月	同行 取締役執行役員与信管理部長
平成25年 6月	同行 取締役常務執行役員
平成27年 6月	同行 取締役専務執行役員（現任）
平成27年10月	当社 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

（株）肥後銀行　取締役専務執行役員

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社肥後銀行において、経営企画、人事、審査部門等の担当役員を歴任するとともに、平成27年に取締役専務執行役員に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 5

再任

松永 裕之（まつ ながひろ ゆき）（昭和36年4月10日生）



■ **当社における地位及び担当**　取締役（担当：業務・IT統括部）
■ **所有する当社の株式数**　14,390株
■ **取締役会への出席状況**　12／12回（100%）

■ 略歴

昭和60年 4月	（株）鹿児島銀行入行
平成27年10月	当社　取締役（現任）
平成28年 4月	（株）鹿児島銀行常務取締役経営企画部長
平成28年 5月	（株）肥後銀行取締役（現任）
平成29年 4月	（株）鹿児島銀行常務取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

（株）鹿児島銀行　常務取締役、（株）肥後銀行　取締役（非業務執行）

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、営業支援部長、経営企画部長を歴任し、平成28年に同行常務取締役、株式会社肥後銀行取締役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 6

再任

笠原 慶久（かさ はら よし ひさ）（昭和37年1月5日生）



■ **当社における地位及び担当**　取締役（担当：コンプライアンス・リスク統括部、監査部）
■ **所有する当社の株式数**　12,800株
■ **取締役会への出席状況**　10／10回（100%）

■ 略歴

平成26年 4月	みずほ信託銀行（株）常務執行役員営業担当役員
平成27年 4月	（株）肥後銀行入行（常務執行役員監査部長）
平成27年 6月	同　取締役常務執行役員（現任）
平成28年 5月	（株）鹿児島銀行取締役（現任）
平成28年 6月	当社　取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

（株）肥後銀行　取締役常務執行役員、（株）鹿児島銀行　取締役（非業務執行）

【取締役候補者とした理由】

みずほ信託銀行株式会社常務執行役員を経て、平成27年より当社グループの株式会社肥後銀行において、監査部長、監査部門の担当役員を歴任するとともに、平成27年に株式会社肥後銀行取締役常務執行役員、平成28年に株式会社鹿児島銀行取締役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 7

再任

林田 達（はやし だ とおる）（昭和34年6月6日生）



- **当社における地位及び担当**　取締役（担当：経営企画部長）
- **所有する当社の株式数**　18,600株
- **取締役会への出席状況**　12／12回（100%）

■略歴

昭和58年 4月	（株）肥後銀行入行
平成25年 6月	同行　執行役員総合企画部長
平成27年 6月	同行　取締役執行役員経営統合準備室長
平成27年10月	同行　取締役
平成27年10月	当社　取締役経営企画部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社肥後銀行において、執行役員総合企画部長、取締役執行役員経営統合準備室長を歴任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 8

再任

鶴田 司（つるた つかさ）（昭和34年8月16日生）



- **当社における地位及び担当**　取締役（担当：グループ戦略部長）
- **所有する当社の株式数**　14,200株
- **取締役会への出席状況**　10／10回（100%）

■略歴

昭和59年 4月	（株）鹿児島銀行入行
平成26年 6月	同行　取締役営業支援部長
平成27年 6月	同行　執行役員営業支援部長
平成28年 4月	同行　執行役員経営企画部参事役
平成28年 6月	当社　取締役グループ戦略部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業店支店長、審査部長、取締役営業支援部長を歴任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力を備え、当社グループの更なる発展に貢献できると考え、取締役候補者としました。

候補者番号 9

再任　社外

渡辺 捷昭（わたなべ かつあき）（昭和17年2月13日生）



■ 当社における地位及び担当　社外取締役

■ 所有する当社の株式数　1,900株

■ 取締役会への出席状況　10／12回（83.3%）

■ 略歴

昭和39年 4月	トヨタ自動車工業（株）（現トヨタ自動車（株））入社
平成 4年 9月	トヨタ自動車（株）取締役
平成 9年 6月	同社　常務取締役
平成11年 6月	同社　専務取締役
平成13年 6月	同社　取締役副社長
平成17年 6月	同社　取締役社長
平成21年 6月	同社　取締役副会長
平成23年 6月	同社　相談役
平成27年 7月	同社　顧問（現任）
平成27年10月	当社　取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

トヨタ自動車（株）顧問、住友電気工業（株）監査役

【社外取締役候補者とした理由】

大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しております。

候補者番号 10

再任　社外

末吉 竹二郎（すえよし たけじろう）（昭和20年1月3日生）



■ 当社における地位及び担当　社外取締役

■ 所有する当社の株式数　900株

■ 取締役会への出席状況　11／12回（91.6%）

■ 略歴

昭和42年 4月	（株）三菱銀行（現三菱東京UFJ銀行）入行
平成 6年 4月	同行　ニューヨーク支店長
平成 6年 6月	同行　取締役
平成 8年 4月	（株）東京三菱銀行信託会社（ニューヨーク）頭取
平成10年 6月	日興アセットマネジメント（株）副社長
平成15年 7月	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問（現任）
平成19年 5月	（株）高島屋取締役
平成19年 6月	（株）鹿児島銀行監査役
平成21年 5月	イオン（株）取締役
平成22年 6月	（株）インテグレックス取締役
平成22年 6月	（株）エフピコ取締役（現任）
平成27年10月	当社　取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問、（株）エフピコ　取締役

【社外取締役候補者とした理由】

大手金融機関の経営者、国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しております。

（注）1. 候補者甲斐隆博氏は、公益財団法人地方経済総合研究所理事長及び公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金理事長を兼務しており、当社子会社である株式会社肥後銀行は両財団に寄付を行っております。
その他の各取締役候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
2. 渡辺捷昭氏及び末吉竹二郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 渡辺捷昭氏及び末吉竹二郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもっておよそ１年9か月となります。
4. 渡辺捷昭氏及び末吉竹二郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ており、両氏が選任された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は渡辺捷昭氏及び末吉竹二郎氏の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 渡辺捷昭氏が社外監査役を務める住友電気工業株式会社において、平成25年12月に、同社は東京電力株式会社向け架空送電工事の受注に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けました。このほか同社は、自動車用ワイヤーハーネス関連製品の取引に関し、平成25年7月に欧州委員会から競争法に違反する行為があったとする決定を受け、また平成26年8月に中国・国家発展改革委員会より中国独占禁止法に基づき課徴金納付を命じられております。また、高圧・特別高圧電力ケーブルの取引に関しては、平成26年4月に、欧州委員会から競争法に違反する行為があったとして課徴金を課されております。これらの違反行為は渡辺捷昭氏の任期以前に終了していると認定されております。同氏は、事態の判明までこれらの命令や決定等の対象行為を認識しておりませんでしたが、コンプライアンスに関し、日頃から、他の監査役と連携して内部統制システムや具体的施策について確認・意見表明しており、事態判明後は、海外の競争法を含めた独占禁止法違反行為の根絶・再発防止に向け、グループ全体の競争法コンプライアンス体制の整備・充実やその徹底・定着等について発言を行っております。
7. 末吉竹二郎氏が平成29年5月まで社外取締役を務めていたイオン株式会社において、平成25年2月から3月までの間、同社執行役が株式の不公正取引に関与した事実が発覚しました。末吉竹二郎氏は、同社の取締役会において、再発防止のためのガバナンス強化についての発言を通じて、社外取締役としての職責を果たしております。

当社社外役員の独立性基準

1　当社又はグループ内会社の業務執行取締役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去10年間においても業務執行者ではなかったこと、又、当社グループが主要株主である会社（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上である会社）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと。

2　当社又はグループ内会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。

3　当社又はグループ内会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、又、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。

4　当社又はグループ内会社から、一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は寄付等を受取る組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。

5　当社又はグループ内会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはそのグループ内会社の取締役等の役員ではないこと。

6　現在、当社又はそのグループ内会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間当該社員等として当社又はその現在のグループ内会社の監査業務を担当したことがないこと。

7　弁護士やコンサルタント等（法人である場合は、その職務を行うべき社員等を含む。）であって、役員報酬以外に当社又はグループ内会社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又はグループ内会社を主要な取引先とする法律事務所等の社員等ではないこと。

8　当社又はグループ内会社の取締役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、又、最近5年間において当該取締役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の配偶者又は二親等以内の親族（以下、「近親者」という）ではないこと、かつ、その近親者が上記1、2、3、4、6、7と同様の基準に該当しないこと。

9　その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（附則）

1　仮に上記2～8のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当該人物が当社の社外役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外役員候補者とすることができる。

2　本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合、直ちに当社に告知するものとする。

3　本基準において「主要な取引先」とは、その者と当社グループとの取引額が直近の事業年度を含む過去3事業年度のいずれかにおいて、各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上である者を意味する。

第3号議案 | 監査役1名選任の件

監査役本村悟氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の選定にあたりましては、当社の定める下記の候補者選定の方針に基づき取締役会にて決定し、監査役会の同意を得ております。

＜監査役候補者選定の方針＞

1　監査役候補者は、法令上の要件の具備を前提に、その選定の方針を以下のとおりとする。
　（1）金融業務における経営、営業、管理等各部門の知識、経験、能力を有し、かつ経済・社会情勢に精通するとともに、財務・会計に関する適切な知見を有する当社グループ出身の監査役候補者を少なくとも1名以上選定する。
　（2）前号を踏まえ、グループ経営監査の観点から特に補完すべき分野の知見に加え、当社が定める独立性判断基準（15頁参照）に抵触しない社外監査役候補者を総監査役候補者選定数の半数以上選定する。
2　取締役会は、監査役候補者の選定にあたり、前項の方針を遵守するとともに、選定の過程において、監査役会の同意を得るものとする。

監査役候補者は次のとおりであります。

海ヶ倉 浩文（かいが くら ひろふみ）（昭和37年8月3日生）



新任

- **当社における地位**　－
- **所有する当社の株式数**　6,800株
- **取締役会への出席状況**　－
- **監査役会への出席状況**　－

■略歴

昭和60年　4月	（株）鹿児島銀行入行
平成23年　6月	同行　営業戦略部次長
平成23年10月	同行　都城支店長
平成26年　6月	同行　中央支店長
平成29年　4月	同行　監査役（現任）

■重要な兼職の状況

（株）鹿児島銀行　監査役

【監査役候補者とした理由】

当社グループの株式会社鹿児島銀行において、営業戦略部次長、営業店支店長を歴任し、平成29年に監査役に就任。金融業務における豊富な知識、経験、高い能力、財務・会計に関する適切な知見を備え、当社グループの健全性確保に貢献できると考え、監査役候補者としました。

（注）候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。

以　上

添付書類

第2期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）　事業報告

1 当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社肥後銀行（以下、「肥後銀行」といいます。）、株式会社鹿児島銀行（以下、「鹿児島銀行」といいます。）を含む連結子会社16社で構成され、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等の金融サービスに係る業務を行っております。

【金融経済環境】

当年度のわが国経済は、世界経済が緩やかに回復していることから、輸出及び生産は持ち直しました。公共投資は緩やかに減少したものの、その後底堅い動きが見られました。住宅投資には持ち直しの動きが見られましたが当年度末にかけ弱含みとなり、設備投資については回復する動きが見られました。また、個人消費は当年度末にかけて勢いづく動きが見られ、企業収益が上向く動きが見られる中、雇用情勢・所得環境が改善するなど、一部に遅れが見られるものの緩やかな回復基調が続きました。

こうした経済環境のもと、原油安や英国の国民投票によるＥＵ離脱の決定等を背景に、円相場は一時１ドル100円を割り込む水準となる円高が進行したものの、米大統領選後は１ドル110円台まで円安に推移しました。また、世界経済の先行きに対する不透明感を背景に日経平均株価が14,900円台まで下落したものの、その後円安などを受けて19,000円台を回復しました。

地元経済におきましては、生産活動は熊本地震による影響が一部で見られたものの、その後持ち直しの動きが見られました。雇用関連は堅調に推移し、個人消費や公共投資、設備投資等の投資関連で回復する動きが見られ、全体としてやや持ち直しました。また観光関連におきましては、熊本地震により大きく落ち込んだものの、その後は「九州ふっこう割」の実施や海外ＬＣＣ就航等により国内外観光客が増加し好調となりました。但し「九州ふっこう割」終了後は反動減でやや弱含んでいます。

【企業集団の事業の経過及び成果】

当社は、平成27年10月１日、肥後銀行と鹿児島銀行との経営統合に伴い、共同株式移転により設立いたしました。当社グループの持続可能な成長の実現に向け、「お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供する」、「地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献する」、「豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続ける」の３つをグループ経営理念として定めております。

このグループ経営理念を実現すべく、平成27年10月から平成30年３月までを「協働ステージ」と位置づけ、「第１次グループ中期経営計画」を策定し、お客様への最適かつ最良のサービス提供に向け、「お客様の多様なニーズに応える総合金融力」、「ステークホルダーに信頼されるブランド力」、「グループ全体最適を実現する組織運営力」の３つの経営基盤構築を基本方針として、計画２年目にあたる当年度において、グループ各社が協働し、当社グループの企業価値向上に向け取り組んでまいりました。

当年度中に当社グループが実施しました主な施策は次のとおりです。

「お客様の多様なニーズに応える総合金融力」

（地域ファンドの共同設立）

地方創生の取り組みの一環として、地元の企業を対象にしたファンドを共同設立し出資を行っております。平成27年10月に、事業基盤の再生、強化、拡大、成長支援等を目的に「KFG地域企業応援ファンド」を設立し、これまでに３件の投資を行いました。平成27年12月に設立した「KFGアグリファンド」は、農業法人の経営支援の強化、さらに成長支援を通じた雇用創出及び地域活性化を目的としており、平成28年９月に第１号案件となる投資を行っております。

（証券子会社設立に向けた取り組み）

地域のお客様の多様化する資産運用ニーズにワンストップでお応えするため、専門性の高い金融商品・サービスを提供することを目的として証券子会社設立を決定いたしました。平成30年１月の開業を予定しており、証券子会社の設立によるグループ機能の強化を通じて、地域のみなさまへ総合的な金融サービスを提供するとともに、地域の活性化に努めてまいります。

「ステークホルダーに信頼されるブランド力」

（観光分野における取り組み）

熊本・鹿児島を中心とした南九州の観光ルート開発を進め、海外からの観光客誘致を行うことで、中長期的な地域経済の活性化を目指すため、熊本県・鹿児島県と協力・連携する「地域観光振興に関する協定」を締結いたしました。

平成28年11月と平成29年１月には、熊本、鹿児島を中心とした南九州エリアへの外国人観光客誘致を通じて、海外就航便の搭乗率を向上させるとともに、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ることを目的として、台湾からの訪日モニターツアーを実施いたしました。

また、肥後銀行は、平成28年12月、熊本県などと共同で、熊本県全体の食や観光の振興を担う企業「株式会社くまもとＤＭＣ」（熊本版ＤＭＯ）を設立いたしました。肥後銀行から２名と鹿児島銀行から１名が出向しており、観光資源や食に関する熊本の情報や魅力を発信するとともに、観光関連事業者の収益機会拡大を図り、熊本県全体の地域活性化に取り組んでまいります。

（農業分野における取り組み）

鹿児島銀行は、平成28年９月、九州共同株式会社ほか数社と共同で、農作物の生産・加工・販売等を行う農業法人「株式会社春一番」を設立いたしました。現在、鹿児島銀行から４名出向しており、タマネギの栽培・出荷を始めております。新しい農業ビジネスモデルの確立により農業の発展と雇用創出を目指してまいります。

（人材交流の積極的展開）

人材育成・組織力強化のため、合同研修や地域行事への相互参加などのほか、平成28年３月以降、人事異動を伴う人材交流を行っております。当初、営業店の支店長・次長、本部行員を対象として30名、また平成28年10月には、非管理職の営業店行員20名を追加し、計50名の交流を実施いたしました。今後も交流を継続し、グループ一体感の醸成と相互理解による組織力強化を図ってまいります。

「グループ全体最適を実現する組織運営力」

（事務・システムの共通化）

経営統合効果最大化に向け、継続して検討を進めております。平成28年11月には、業務効率性の向上・市場取引管理の高度化・市場部門の体制強化を目的として、肥後銀行及び鹿児島銀行の市場系システムを統合し、稼動を開始いたしました。

その他、人事システム、契約書作成システム、不動産担保管理システムにつきましても共通化を実施いたしました。

（グループガバナンス強化に向けた本部機能の統合）

グループ内の内部管理態勢強化及び経営統合効果発揮を促進するため、平成28年４月、肥後銀行及び鹿児島銀行の本部監査機能を統合しました。グループ一体の横断的監査により、内部管理態勢の適切性・有効性の検証を行い、経営効率向上を目指しております。

平成28年度の決算について

当年度における当社グループの連結業績につきましては、次のとおりとなりました。

（総預金（預金及び譲渡性預金））

総預金は、個人及び法人預金等の推進や「平成28年熊本地震」にかかる保険金の流入等により前年度末比4,614億円増加し、８兆2,824億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、中小企業向け融資の拡大や個人向けローンの推進等により前年度末比4,130億円増加し、６兆704億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、前年度末比1,436億円減少し、２兆5,766億円となりました。

（損益状況）

連結経常収益は国債等債券売却益の増加等により前年度比409億92百万円増加し、1,722億16百万円となりました。連結経常利益は前年度比40億74百万円減少し、215億32百万円となりました。また前年度に経営統合に伴う「負ののれん発生益」884億87百万円を特別利益に計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比938億68百万円減少し、146億２百万円となりました。

利益配分につきましては、当社は、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を高め、利益成長を通じた安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記基本方針のもと、当年度の期末配当につきましては、1株あたり6円とすることといたしました。

（肥後銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績）

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が「平成28年熊本地震」にかかる保険金の流入等により、前年度末比2,948億円増加して4兆5,515億円、貸出金が地元中小企業向けを中心とした法人向け貸出や公共向け貸出の増加等により前年度末比2,300億円増加して3兆610億円、有価証券が国債及び外国証券の減少等により前年度末比153億円減少して1兆5,627億円となりました。

また、業務純益は前年度比1億15百万円減少して154億83百万円、経常利益は前年度比90億56百万円減少して123億64百万円、当期純利益は前年度比52億18百万円減少して87億59百万円となりました。

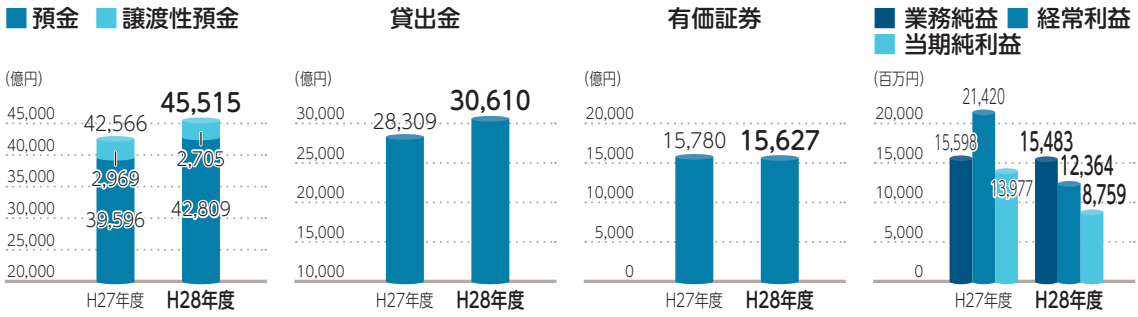

（鹿児島銀行単体の主要勘定の期末残高及び経営成績）

主要勘定の期末残高は、総預金（預金及び譲渡性預金）が個人及び法人預金の増加等により前年度末比1,653億円増加して3兆7,460億円、貸出金が個人向け貸出の増加等により前年度末比1,857億円増加して3兆501億円、有価証券が社債の減少等により前年度末比1,340億円減少して1兆171億円となりました。

また、業務純益は前年度比81億14百万円減少して127億63百万円、経常利益は前年度比17億４百万円減少して161億60百万円、当期純利益は前年度比7億4百万円減少して108億42百万円となりました。

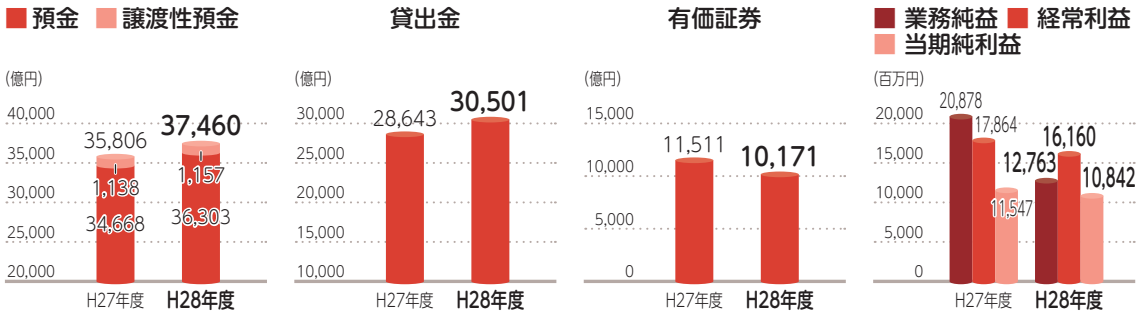

【対処すべき課題】

地方経済を長期的観点から展望した場合、人口減少社会における経済規模の縮小や少子高齢化の進展による経済構造の変化が予想されます。また、金融業界においては、ゆうちょ銀行、メガバンク及び他の地域金融機関等との競合や、マイナス金利政策の導入に伴う運用利回りの低下など、金融機関の経営環境はますます厳しさを増しております。

このような厳しい経営環境の中、グループ経営資源を最大限に活用し、地域特性に即した課題を解決していくとともに、雇用創出・産業振興など、地方創生の実現に永続的に貢献していくことが当社グループとしての使命であると認識しております。

当社グループは、平成27年10月１日の経営統合を機に、第１次グループ中期経営計画（計画期間：平成27年10月１日～平成30年３月31日）を策定するとともに、指標目標として以下６項目を定め、更なる経営基盤の強化に取り組んでおります。

（平成30年3月期指標目標）

①預金残高	8.4兆円	
②貸出金残高	5.9兆円	
③業務純益	374億円	
④当期純利益	280億円	
⑤ROE	4.5%	
⑥株主資本ROE	5.3%	（計数はすべて2行単純合算）

こうした経営基盤強化への取り組みとして、お客様お一人お一人に寄り添った最適かつ最良の総合金融サービスの提供、地域活性化に資するソリューションネットワークの広域化、当社グループの地元を起点とした顧客基盤の広域化を進め、地域の持続的成長を実現する広域化した新たな地域密着型ビジネスモデルを創造し、長期ビジョンに掲げる「お客さまにとって九州トップの総合金融グループ」を目指してまいります。

株主の皆様方には、今後とも当社グループに対するなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申しあげます。

（平成28年熊本地震について）

平成28年４月14日以降に発生した平成28年熊本地震により、当社グループの肥後銀行におきましても一部の店舗にて一時臨時休業を余儀なくされるなどの被害を受けましたが、甚大な人的被害はなく、震災発生から1週間程度で全店舗での通常営業を再開することができました。

今般の震災は当社グループの地元を中心に甚大な被害をもたらしておりますが、当社グループといたしましては、地域社会・地域経済の一日も早い復旧・復興、そして未来づくりに向け、グループ役職員一同、最大限尽力する所存でございます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	—	—	1,312	1,722
経常利益	—	—	256	215
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,084	146
包括利益	—	—	994	153
純資産額	—	—	6,053	6,150
総資産	—	—	89,399	96,385

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成27年10月1日設立のため、平成26年度以前の状況については記載しておりません。
3. 当社は、平成27年10月1日付で株式会社肥後銀行と株式会社鹿児島銀行の経営統合に伴い、両行の共同持株会社として設立されました。平成27年度の連結経営成績は、株式会社肥後銀行の平成27年度の連結経営成績に、株式会社鹿児島銀行の平成27年10月1日から平成28年3月31日の連結経営成績、及び当社の平成27年10月1日から平成28年3月31日までの経営成績、並びにその他連結決算の際に発生する所要の修正事項（負ののれん発生益等）を連結したものとなっております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	—	—	58	67
受取配当金	—	—	50	55
銀行業を営む子会社	—	—	50	55
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	51	54
1株当たり当期純利益	円 銭 —	円 銭 —	円 銭 11 07	円 銭 11 99
総資産	—	—	4,562	4,527
銀行業を営む子会社株式等	—	—	4,510	4,474
その他の子会社株式等	—	—	—	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成27年10月1日設立のため、平成26年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	4,219人	79人	350人	4,284人	80人	321人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

株式会社肥後銀行

① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
熊本県	111	(4)	111	(4)
鹿児島県	1	(—)	1	(—)
宮崎県	1	(—)	1	(—)
福岡県	5	(—)	5	(—)
大分県	1	(—)	1	(—)
長崎県	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
合　計	122	(4)	122	(4)

(注) 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を１か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を152か所（前年度末163か所）設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社肥後銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

株式会社鹿児島銀行

① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
鹿児島県	111	(11)	111	(11)
熊本県	1	(—)	1	(—)
宮崎県	8	(—)	8	(—)
福岡県	1	(—)	1	(—)
沖縄県	1	(—)	1	(—)
東京都	1	(—)	1	(—)
大阪府	1	(—)	1	(—)
合　計	124	(11)	124	(11)

（注）上記のほか、当年度末において駐在員事務所を１か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を428か所（前年度末412か所）設置しております。

② 当年度新設営業所等

該当事項はありません。

③ 株式会社鹿児島銀行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
かぎん代理店株式会社	鹿児島市呉服町3番10号	—

ロ．リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「（6）重要な親会社及び子会社等の状況、ロ．子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	6,846	21	170	7,038

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(新設等)

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社肥後銀行	営業店ブロック単位運営に係るシステム投資	290
	株式会社鹿児島銀行	共同利用型ＫｅｙＭａｎのインフラ更改	470
		かぎんタワーパーキング新築	291

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当連結会計年度において重要な設備の処分及び除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社肥後銀行	熊本市中央区 練兵町1番地	銀行業	大正14年 7月25日	百万円 18,128	% 100.0
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町 6番6号	銀行業	明治12年 10月6日	百万円 18,130	% 100.0
肥銀リース株式会社	熊本市中央区国府 1丁目20番1号	リース業務・貸付業務	昭和49年 12月2日	百万円 50	% (90.0)
鹿児島リース株式会社	鹿児島市山之口町 1番10号	リース業務・貸付業務	昭和49年 9月25日	百万円 66	% (64.3)
肥銀カード株式会社	熊本市中央区 上通町10番1号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	平成2年 4月10日	百万円 100	% (92.0)
株式会社肥銀コンピュータサービス	熊本市西区二本木 5丁目1番8号	計算受託及び ソフト開発等の業務	昭和63年 9月5日	百万円 20	% (25.0)
肥銀キャピタル株式会社	熊本市中央区下通 1丁目9番9号	有価証券の取得・保有・ 売却業務及び企業診断業務	平成8年 11月18日	百万円 100	% (35.0)
株式会社肥銀用度センター	熊本市北区大窪 1丁目1番26号	文書等の整理集配送 及び物品管理業務	昭和56年 3月24日	百万円 30	% (100.0)
肥銀ビジネス開発株式会社	熊本市中央区紺屋町 1丁目13番地5	有料職業紹介業務等	昭和59年 11月8日	百万円 30	% (100.0)
肥銀事務サービス株式会社	熊本市西区二本木 5丁目1番8号	後方事務等業務処理 受託業務	平成13年 4月6日	百万円 20	% (100.0)
株式会社鹿児島カード	鹿児島市山之口町 1番10号	クレジットカード業務・ 信用保証業務等	昭和58年 3月1日	百万円 50	% (70.0)
鹿児島保証サービス株式会社	鹿児島市山之口町 1番10号	信用保証業務	昭和52年 6月23日	百万円 20	% (100.0)
株式会社九州経済研究所	鹿児島市呉服町 3番10号	金融･経済の調査･研究、 経営相談業務等	平成2年 4月16日	百万円 20	% (100.0)
かぎんオフィスビジネス株式会社	鹿児島市山之口町 1番10号	担保評価業務及び 労働者派遣業務等	平成3年 7月12日	百万円 30	% (100.0)
かぎん代理店株式会社	鹿児島市呉服町 3番10号	銀行代理業務	平成20年 11月28日	百万円 50	% (100.0)
かぎん会計サービス株式会社	鹿児島市呉服町 3番10号	連結子会社の経理・決算 業務及び連結決算業務	平成16年 4月1日	百万円 20	% (100.0)

（注）1．資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社が有する子会社等の議決権比率欄の（　）内は間接議決権比率であります。
3．当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

該当事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（平成28年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
甲　斐　隆　博	代表取締役会長 （総括）	株式会社肥後銀行　取締役頭取 公益財団法人地方経済総合研究所　理事長 公益財団法人肥後の水とみどりの愛護基金　理事長	—
上　村　基　宏	代表取締役社長 （総括）	株式会社鹿児島銀行　取締役頭取	—
郡　山　明　久	取締役 （経営企画部）	株式会社鹿児島銀行　専務取締役	—
最　上　　剛	取締役 （グループ戦略部、 証券子会社設立準備室）	株式会社肥後銀行　取締役専務執行役員	—
松　永　裕　之	取締役 （業務・IT統括部）	株式会社鹿児島銀行　常務取締役経営企画部長 株式会社肥後銀行　取締役	—
笠　原　慶　久	取締役 （コンプライアンス・ リスク統括部、監査部）	株式会社肥後銀行　取締役常務執行役員 株式会社鹿児島銀行　取締役	—
林　田　　達	取締役 （経営企画部長）	－	—
鶴　田　　司	取締役 （グループ戦略部長）	－	—
渡　辺　捷　昭	取締役 （社外取締役）	トヨタ自動車株式会社　顧問 住友電気工業株式会社　監査役	—
末　吉　竹二郎	取締役 （社外取締役）	国連環境計画・金融イニシアチブ　特別顧問 イオン株式会社　取締役 株式会社エフピコ　取締役	—
下　山　史一郎	監査役 （常勤）	株式会社肥後銀行　監査役	—
本　村　　悟	監査役	株式会社鹿児島銀行　監査役	—
関　口　憲　一	監査役 （社外監査役）	明治安田生命保険相互会社　特別顧問 ヒューリック株式会社　監査役	—
田　中　克　郎	監査役 （社外監査役）	ＴＭＩ総合法律事務所　代表パートナー弁護士 株式会社アシックス　取締役	—
田　島　優　子	監査役 （社外監査役）	さわやか法律事務所　パートナー弁護士 株式会社千葉銀行　取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社　監査役	—

（注）1. 取締役の渡辺捷昭氏、末吉竹二郎氏及び監査役の関口憲一氏、田中克郎氏、田島優子氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、上場している証券取引所に届け出ております。
2. 上野豊徳氏は、平成28年6月21日開催の第1期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	12人	84
監査役	6人	37
計	18人	122

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には平成28年6月21日開催の第1期定時株主総会をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬28百万円は含まれておりません。
4. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役の報酬等が月額総額25百万円以内（うち社外取締役分3百万円以内）、監査役の報酬等が月額総額10百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
渡 辺 捷 昭 (社外取締役)	会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
末 吉 竹二郎 (社外取締役)	
関 口 憲 一 (社外監査役)	
田 中 克 郎 (社外監査役)	
田 島 優 子 (社外監査役)	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(平成28年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
渡 辺 捷 昭 (取締役)	トヨタ自動車株式会社　顧問 住友電気工業株式会社　監査役
末 吉 竹二郎 (取締役)	国連環境計画・金融イニシアチブ　特別顧問 イオン株式会社　取締役 株式会社エフピコ　取締役
関 口 憲 一 (監査役)	明治安田生命保険相互会社　特別顧問 ヒューリック株式会社　監査役 明治安田生命保険相互会社は当社の大株主であります。
田 中 克 郎 (監査役)	TMI総合法律事務所　代表パートナー弁護士 株式会社アシックス　取締役
田 島 優 子 (監査役)	さわやか法律事務所　パートナー弁護士 株式会社千葉銀行　取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社　監査役

(注)　当社と上記社外役員の兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
渡 辺 捷 昭 (取締役)	1年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中10回出席	取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜発言を行っております。
末 吉 竹二郎 (取締役)	1年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中11回出席	取締役会において、経営者として培われた豊富な経験と高い見識を踏まえ、適宜発言を行っております。
関 口 憲 一 (監査役)	1年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中12回出席 当事業年度に開催した監査役会 13回中12回出席	取締役会、監査役会において、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を踏まえ、適宜発言を行っております。
田 中 克 郎 (監査役)	1年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中10回出席 当事業年度に開催した監査役会 13回中11回出席	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
田 島 優 子 (監査役)	1年6か月	当事業年度に開催した取締役会 12回中11回出席 当事業年度に開催した監査役会 13回中11回出席	取締役会、監査役会において、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	1,000,000千株
発行済株式の総数	463,375千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

16,525名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936	4.60
明治安田生命保険相互会社	18,568	4.08
株式会社福岡銀行	12,620	2.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	11,968	2.63
株式会社みずほ銀行	9,521	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,307	1.82
宝興業株式会社	8,258	1.81
鹿児島銀行従業員持株会	7,732	1.70
岩崎産業株式会社	7,616	1.67
日本生命保険相互会社	7,361	1.61

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を8,861千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人　トーマツ 指定有限責任社員　川畑　秀二 指定有限責任社員　深田　建太郎 指定有限責任社員　上田　知範	36	(報酬等について監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、監査品質及び監査報酬額の算出根拠などについて、当監査役会で検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額160百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

＜業務の適正を確保するための内容の概要＞

経営の基本方針であるグループ経営理念の趣旨に則り、当社グループの業務の適正を確保するための体制構築を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、以下の11項目で構成する「内部統制に関する基本方針」を定めております。

（1）当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。

② 当社は、グループのコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス・リスク統括部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を審議するコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。

③ 当社は、グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。

④ 当社は、グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。

⑤ 当社は、グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関するグループの通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。

⑥ 当社は、グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループの法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。

② 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのコンプライアンス・リスク統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。

③ 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。

④ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

（4）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営会議、各種委員会を設置し、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。

② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

(5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

① 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。

② 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。

③ 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し、「組織規程」に基づき、子会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。

④ 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備しております。

⑤ 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。

⑥ 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又は当社グループの監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査役室に配置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査役の指揮命令下に置くものとしております。

② 当社は、「監査役の補助使用人に関する規則」を定め、監査役の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査役の同意を得るものとしております。

(8) 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社は、当社グループの「監査役への報告規程」を制定し、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役又は監査役会に報告する体制を整備しております。

② 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査役への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査役に報告を行うとともに、監査役から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査役に報告を行っております。

③ 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等を発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査役に直接報告することができる体制を整備しております。また、コンプライアンス・リスク統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査役に報告しております。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査役報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が費用の前払い等の請求をした場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

（11）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、「取締役会規程」、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営会議・各種委員会等に出席し、意見を述べることができます。

② 取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査役と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

③ 当社又は子会社の監査部は、監査結果について監査役に定期的に報告するとともに、監査役室と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われる体制を確保しております。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

（1）取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月又は必要に応じ随時開催しております。当事業年度は12回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定し、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会から委任された事項及びグループ経営に関する重要な事項を審議するグループ経営会議を11回開催し、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を確保しております。

（2）コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス委員会要綱」に基づき、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期毎又は必要に応じ随時開催しております。当事業年度は４回開催し、当社グループのコンプライアンス管理の状況、反社会的勢力に対する管理状況等について報告、協議を行っております。

（3）リスク管理体制

当社は、「ALM委員会要綱」及び「リスク管理委員会要綱」に基づき、社長を委員長とするALM委員会及びリスク管理委員会を毎月開催しております。当事業年度は両委員会とも11回開催し、ALM委員会では、当社グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスクの状況等について報告、協議を行っております。また、リスク管理委員会では、当社グループのオペレーショナルリスクの状況等について報告、協議を行っております。

（4）内部監査の実施

当社では、内部監査計画に基づき、監査部が内部管理態勢の適切性・有効性について検証し、問題点の改善提言を行っております。また、当社グループの内部監査結果を通じて把握した問題点は、グループ経営会議、取締役会に報告を行っております。

（5）監査役の職務執行

監査役は、取締役会及び重要な会議等への出席、業務執行に関する重要な書類の閲覧、取締役、執行役員及びその他使用人からの報告又は説明等を通じて、監査の実効性の確保を図っております。また、当事業年度は監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告、協議、決議を行っております。

＜ご参考＞コーポレート・ガバナンスの状況

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

（2）企業統治の体制の概要

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役10名（うち社外取締役2名）にて組織する取締役会において、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督するとともに、監査役5名（うち社外監査役3名）及び監査役会において、その履行状況などを監査する体制が経営効率の向上やコーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、現行の監査役会設置会社の形態を採用しております。

＜企業統治システムに関する基本的な考え方＞

1. 監督と執行を明確化し、取締役会が取締役の職務執行の監督に専念できる環境を整備することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
2. 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定については、経営陣幹部に最大限委任する。
3. 当社は、経営陣幹部による迅速、果断な意思決定を支援するため、グループ経営会議や各種委員会など任意の機関を設置し、かつ活用することにより、機動的な業務執行を実現するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。
4. 当社は、複数の社外役員による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保する。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制＞

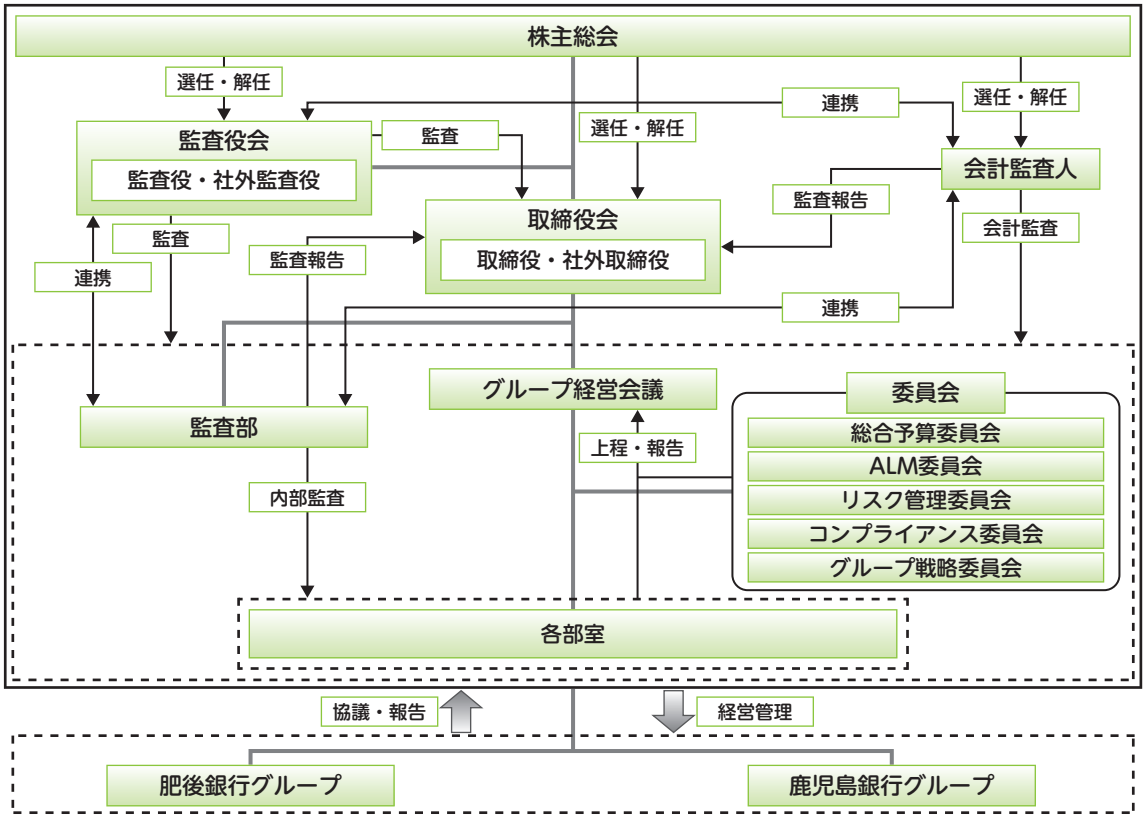

9 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番地	249,012百万円	452,705百万円
株式会社鹿児島銀行	鹿児島市金生町6番6号	198,446百万円	

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を高め、利益成長を通じた安定的な配当を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としており、定款の定めにより、配当の決定機関は中間配当、期末配当ともに取締役会であります。

12 その他

該当事項はありません。

連結計算書類

第2期末（平成29年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	742,960
コールローン及び買入手形	317
買入金銭債権	10,503
特定取引資産	2,025
金銭の信託	18,769
有価証券	2,576,606
貸出金	6,070,496
外国為替	18,499
リース債権及びリース投資資産	49,211
その他資産	73,565
有形固定資産	90,614
建物	29,445
土地	48,519
建設仮勘定	529
その他の有形固定資産	12,120
無形固定資産	9,735
ソフトウェア	9,418
その他の無形固定資産	317
退職給付に係る資産	6,689
繰延税金資産	878
支払承諾見返	34,376
貸倒引当金	△66,673
資産の部合計	9,638,577

科目	金額
（負債の部）	
預金	7,902,286
譲渡性預金	380,180
コールマネー及び売渡手形	90,000
売現先勘定	17,525
債券貸借取引受入担保金	233,891
特定取引負債	21
借用金	278,885
外国為替	98
その他負債	60,396
退職給付に係る負債	10,210
睡眠預金払戻損失引当金	1,716
偶発損失引当金	491
繰延税金負債	9,279
再評価に係る繰延税金負債	4,180
支払承諾	34,376
負債の部合計	9,023,542
（純資産の部）	
資本金	36,000
資本剰余金	194,112
利益剰余金	335,146
自己株式	△3,601
株主資本合計	561,657
その他有価証券評価差額金	45,937
繰延ヘッジ損益	△3,580
土地再評価差額金	6,088
退職給付に係る調整累計額	△3,332
その他の包括利益累計額合計	45,112
非支配株主持分	8,265
純資産の部合計	615,035
負債及び純資産の部合計	9,638,577

第2期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**172,216**
資金運用収益	**96,257**	
貸出金利息	69,922	
有価証券利息配当金	25,931	
コールローン利息及び買入手形利息	26	
預け金利息	2	
その他の受入利息	372	
役務取引等収益	**21,948**	
特定取引収益	**42**	
その他業務収益	**44,146**	
その他経常収益	**9,822**	
償却債権取立益	41	
その他の経常収益	9,780	
経常費用		**150,684**
資金調達費用	**7,482**	
預金利息	1,618	
譲渡性預金利息	150	
コールマネー利息及び売渡手形利息	22	
売現先利息	1	
債券貸借取引支払利息	2,036	
借用金利息	175	
その他の支払利息	3,477	
役務取引等費用	**8,472**	
その他業務費用	**40,154**	
営業経費	**79,825**	
その他経常費用	**14,750**	
貸倒引当金繰入額	10,267	
その他の経常費用	4,482	
経常利益		**21,532**
特別利益		**11**
固定資産処分益	11	
特別損失		**563**
固定資産処分損	76	
減損損失	487	
税金等調整前当期純利益		**20,980**
法人税、住民税及び事業税	**11,429**	
法人税等調整額	**△5,510**	
法人税等合計		**5,919**
当期純利益		**15,060**
非支配株主に帰属する当期純利益		**458**
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,602**

計算書類

第2期末（平成29年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**5,082**
現金及び預金	3,938
未収還付法人税等	1,137
繰延税金資産	4
その他	2
固定資産	**447,623**
有形固定資産	**84**
建物	4
器具及び備品	71
リース資産	8
無形固定資産	**42**
ソフトウェア	42
投資その他の資産	**447,496**
関係会社株式	447,458
繰延税金資産	14
その他	23
資産の部合計	**452,705**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**70**
未払金	0
未払費用	9
未払配当金	17
未払法人税等	9
未払消費税等	28
預り金	4
固定負債	**10**
リース債務	8
その他	1
負債の部合計	**80**
（純資産の部）	
株主資本	**452,625**
資本金	**36,000**
資本剰余金	**415,051**
資本準備金	9,000
その他資本剰余金	406,051
利益剰余金	**5,175**
その他利益剰余金	5,175
繰越利益剰余金	5,175
自己株式	**△3,601**
純資産の部合計	**452,625**
負債及び純資産の部合計	**452,705**

第2期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**6,799**
関係会社受取配当金	5,507	
関係会社受入手数料	1,292	
営業費用		**1,308**
販売費及び一般管理費	1,308	
営業利益		**5,491**
営業外収益		**5**
受取利息	0	
雑収入	5	
営業外費用		**1**
支払利息	1	
雑損失	0	
経常利益		**5,495**
税引前当期純利益		**5,495**
法人税、住民税及び事業税	**1**	
法人税等調整額	**△3**	
法人税等合計		**△2**
当期純利益		**5,497**

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月3日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川畑秀二　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　深田建太郎　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上田知範　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社九州フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月3日

株式会社九州フィナンシャルグループ
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川畑秀二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　深田建太郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上田知範　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社九州フィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告における運用状況を含む記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社九州フィナンシャルグループ　監査役会

監査役（常　勤）　**下　山　史一郎** ㊞
監査役（非常勤）　**本　村　　悟** ㊞
社外監査役　**関　口　憲　一** ㊞
社外監査役　**田　中　克　郎** ㊞
社外監査役　**田　島　優　子** ㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

中継会場ご案内図

中継会場にご来場の株主様へ

中継会場は、会社法上の株主総会の会場ではございません。中継会場では株主総会会場（熊本）の模様を、スクリーンを通してご覧いただけるようになっておりますが、ご質問、賛否等株主様の権利のご行使はできません。あらかじめ議決権のご行使をお済ませのうえ、ご来場ください。

会場

鹿児島銀行 かぎん会館with

鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目７番28号〔TEL：099－252－5717〕

交通

■鹿児島中央駅より（約20分）

鹿児島市営バス　16番線 鴨池港・文化ホール線、27番線 県庁・与次郎線
「鹿児島中央駅」⇒「九州電力前」下車　徒歩すぐ

■鹿児島空港より（約70分）

空港リムジンバス　鹿児島市内（県庁・鴨池港行き）
「鹿児島空港」⇒「県庁前」下車　徒歩７分

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



定時株主総会　会場ご案内図

会場

当社本社（肥後銀行 本店）　2階大会議室
熊本県熊本市中央区練兵町1番地〔TEL　096－325－2111（代）〕

交通

■熊本駅より（約10分）
熊本市電（路面電車）　「熊本駅前」⇒「辛島町」下車　徒歩すぐ
バス各社（交通センター経由乗車）　「熊本駅前」⇒「交通センター」下車　徒歩すぐ

■熊本空港より（約50分）
空港リムジンバス　「熊本空港」⇒「交通センター」下車　徒歩すぐ

▶お願い：ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願いいたします。



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。